

平成 26 年 7 月 18 日
福祉部介護保険課

指定地域密着型サービス事業者の指定について

介護保険法（平成 9 年法律 123 号）第 78 条の 2 第 1 項および第 115 条の 12 第 1 項の規定により、下記のとおり指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を行う。

記

区内指定地域密着型サービス事業者

【小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護】

事業所名	事業所所在地	申請者名	登録定員	指定年月日
小規模多機能ホーム 希望・練馬	練馬区豊玉南二丁目 27 番 4 号	株式会社 トリードアート	25 名	平成 26 年 9 月 1 日

【認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護】

事業所名	事業所所在地	申請者名	利用定員	指定年月日
グループホーム希 望・練馬	練馬区豊玉南二丁目 27 番 4 号	株式会社 トリードアート	26 名 (3 ユニット)	平成 26 年 9 月 1 日